

資料3－4

諸外国の公的扶助制度の概要

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
国家形態	単一国家（国、県、市町村）	連邦国家（州は国）	単一国家（国、カウンティ、ディストリクト）2層、または3層	連邦国家（州は国）	単一国家（国、州、県、コムユーン）	単一国家（国、県、コムユーン）
制度名称	生活保護制度	対困窮家庭一時扶助制度（TANF）、補足的給付制度（SSI）（低所得の障害者、高齢者など対象）、低所得者対象医療扶助（メディケイド）	所得補助 高齢者の低所得者層を所得補助制度から分離。	社会扶助 必要に応じた基礎保障—65歳以上の低所得の者には社会扶助水準の生活資金を保障	社会扶助 必要不可欠の生計費を自らの力及び手段によって十分に調達できない者。	社会扶助 65歳以上高齢者には最低保証年金を支給
対象者	生活に困窮する者（年齢による制限なし）	対困窮家庭一時扶助制度（TANF：扶養を必要とする子供を抱える母子世帯が対象）、補足的給付制度（SSI：最低限の生活を維持しえない障害者、高齢者が対象）、低所得のための医療扶助（メディケイド）	フルタイム就労以外の低所得者（病気・障害で労働不能、児童養育義務者・介護者、学生）（16歳～59歳）。なお、60歳以上については、年金クレジットを支給。		法律が定める受給者の範囲に該当すること、大幅に生活資料を欠くこと、フランス人であること、高齢者、障害を持つ者、児童、社会復帰	他制度で最低所得保障が整備されているため、社会扶助は臨時の制度 臨時の応急的制度で平均受給期間は3ヶ月
給付内容	生活費・住宅費を現金給付。医療扶助	補足的給付（SSI）は生活費、住宅費を現金給付。TANFは、生活費に住宅手当を付加的に現金給付。医療扶助（メディケイド）は現物給付。	生活費を現金給付。所得補助受給者、年金クレジット受給者には、所得補助等と同じく「無拠出所得比例給付」に属する「住宅給付」を支給。医療は国民保健サービス（国庫負担）で原則無料。	生活費・住宅費を現金給付。ほかに医療扶助、介護扶助がある。医療も介護も社会保険方式で運営される。現役時代の医療保険に退職後も加入。	児童扶助、医療扶助、高齢者扶助、障害者扶助、住宅および宿泊に関する扶助（家賃手当）などがある。医療は社会保険方式。他に社会住宅手当（国と企業が負担）、家族住宅手当（家族手当金庫が負担）。	生活費、住宅費を現金支給。医療は税を財源として国民保健サービスのかたちで供給され、低所得者には自己負担なし。65歳以上の高齢者（最低保証年金受給者）の住宅給付（全額国庫負担）
基準額の設定主体	国（厚生労働大臣）	SSIは連邦。国（州）は付加的給付が可能。TANFは国（州）。医療扶助（メディケイド）は国（州）	国	連邦政府が定める扶助基準額規則の枠内で国（州）が具体的な扶助基準額を定める。	国が最低基準を設定。	国が最低基準を設定。ほとんどのコムユーンは最低基準どおり。
費用の負担割合	国が3/4負担、自治体が1/4負担	連邦政府と国（州）。TANFは連邦政府が国（州）に対し一定額を支給する一括補助金。この上限は過去のAFDC交付額が高かった時期を勘案した額となっている。よって負担割合という概念はない。医療扶助では国（州）にたいする連邦補助金あり。	・所得補助は国が10割負担 ・住宅給付は補助率95%の国庫補助金	・特別扶助は国（州） ・生計扶助はコムユーン（住宅需要は連邦政府、国（州）から給付額の40%が償還）。コムユーンにとって社会扶助は国（州）からの機関委任事務。	・救護地のない者等は、国 ・それ以外は県（ただし、たとえば社会復帰では費用の増加額を国が保障）	コムユーンの一般財源